

**重要**

## 各種見積合せの実施方法の変更について（お知らせ）

下北地域県民局地域連携部総務チームでは、これまでも各事業者様のご協力をいただきながら、検温や地域連携部執務室内及び入札会場への入室制限等、各種の感染防止対策に努めてきたところですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行は、現在も依然、予断を許さない状態が続いており、より一層の対策の強化が求められています。

当チームが実施する各種の見積合せについては、従来、入札会場にお集まりいただき、参加者の皆様の立会いのもとで、入札に準じた形式で見積書を提出していただく形で実施して参りましたが、一定の人数が閉鎖された入札会場に在室することとなることから、このたび、入札会場における見積合せ参加者相互の接触をできるだけ小さくすることを目的として、当分の間、下記のとおり、実施方法を変更することといたしました。

各事業者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいようお願いいたします。

### 記

#### 1 定例一般競争見積りの実施方法の変更 【令和3年10月6日以降に縦覧に付する案件から適用】

毎週水曜日に実施している定例一般競争見積りについて、実施方法を従来の入札形式（開札時立会）から「オープンカウンター形式」（開札時非立会）に変更いたします。

これにより、見積書の提出方法、見積結果の公表方法が変更となります。

詳しくは、別紙「定例一般競争見積りの実施方法の変更について（予告）」をご覧ください。

#### 2 指名競争見積りの実施方法の変更 【令和3年10月5日以降に指名通知を行う案件から適用】

予定価格50万円を超える随意契約については、従来、指名競争入札と同様、指名事業者の皆様指定日時に入札会場にお集まりいただき、入札箱に見積書を提出していただく方法により指名競争見積りを実施して参りましたが、これを、次のような非入札式の方法に変更いたします。

- ・ 指名通知書でお知らせする見積書提出期限までに見積書を持参又は郵送いただきます。
- ・ 提出期限までに到達しない見積書は無効となります。
- ・ 見積書を提出された事業者様へは、見積合せの結果をFAX等でお知らせいたします。また、どなたでも開札一覧表を当地域連携部執務室内で閲覧することができます。
- ・ 見積合せで不調となった場合には、見積書を提出された事業者様に対して、期日を定めて、前回の最低見積額をお示しし、再度見積合せをお願いすることがあります。
- ・ 実施の詳細については、指名の都度にお送りする指名通知書でお知らせいたします。

※ なお、取扱事業者が1者しかない物品を調達する場合に実施している「見積徴取」についても、指定日時に入札会場にご出席いただき、入札箱に見積書を提出していただく方法で実施して参りましたが、上記2と同様の実施方法に変更いたします。

実施の詳細については、指名の都度にお送りする指名通知書でお知らせいたします。

**重要**

## 定例一般競争見積りの実施方法の変更について（予告）

毎週水曜日に実施して参りました定例一般競争見積りについては、従来、事業者の皆様の立会いの下で、入札形式により実施して参りましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大へのより一層の対策の強化を図るため、来る10月6日（水）縦覧分以降、当分の間、以下のとおり、オープンカウンター形式により実施することといたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 変更点《オープンカウンター形式とは》

従来の「定例一般競争見積り」では、入札形式（所定の時刻に入札会場で事業者の皆様の立会いの下で、見積書の提出及び開札・決定を行う方法）によっておりましたが、オープンカウンター形式では、案件の縦覧後、提出期限までの間、随時に所定の見積書提出ボックスに投函していただき、見積合せ終了後にその結果を、別途、掲示板への掲示や発注時、物品管理票と一緒に結果をFAXで送信すること等によりお知らせする形となります。

形式	変更後（オープンカウンター形式）	従来（入札形式）
調達案件の公開方法	同右（変更なし）	地域連携部執務室内で縦覧
見積書の提出方法	提出期限まで随時、ボックスに投函提出	所定の日時に入札会場に出席して提出
提出場所	地域連携部執務室内（提出用ボックス）	入札会場
開札	提出期限後、実施。開札は非公開	出席者の面前で開札を実施
開札結果	開札結果地域連携部執務室内の掲示板に掲示及び発注時、物品管理票と一緒にFAX等で送信	相手方及び発注金額を口頭で発表

《定例一般競争見積りについて》

定例一般競争見積りは、一般競争に準じ、見積依頼の相手方を特定せず、調達内容・数量等を公開（縦覧）し、参加希望者から提出された見積書の中から、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約する方式です。従来は、入札形式で実施してきましたが、今般、オープンカウンター形式での実施に変更するものです。

### 2. 対象となる品目について

対象となる品目は、従来の定例一般競争見積りと同じです。オープンカウンターにおける見積書の提出期限は次のとおりです。

事務用品及びOA用品（毎週水曜日 午前10:00まで）

### 3. 参加資格について

- 青森県の「物品の製造の請負・買入れ及び借入れの契約に係る競争入札参加資格者名簿」に記載されていること。
- 青森県知事から指名停止を受けている期間中でないこと。

# 重要

## 4. 見積依頼書等の公開

見積依頼書等（見積依頼書、内訳書、仕様書等を含む。以下同じ。）の公開は従来どおり、原則として、地域連携部執務室内で縦覧に供して行います。なお、公開中の案件について、確認の結果、仕様や品番、参考品の訂正が生じたときは、既に提出された見積書がない場合で参加者の競争に影響がない場合を除き、原則として、当該案件については、一旦、取り下げるものとします。

案件の取下げがあった場合は、随時、地域連携部執務室内の掲示板でお知らせします。なお、案件が取り下げられた場合、当該案件について既に提出された見積書については、無効として取り扱うこととなりますので予めご了承ください。

## 5. 見積書の受付

上記2の見積書の提出期限までの間に、見積書の提出を受け付けます。見積参加希望者は、見積依頼書等を熟読の上、封筒に入れて、地域連携部執務室内に設置する「提出用ボックス」に見積書を投函してください。

## 6. 契約の相手方の決定及び通知

開札は非公開で行います。有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定し、原則として、提出期限当日午後3時頃を目途に地域連携部執務室内の掲示板への掲示や発注時、物品管理票と一緒に結果をFAXで送信する等いたします。

なお、作業進捗等によって掲示時期が遅れる場合には、別途、地域連携部執務室内の掲示板でお知らせいたします。

## 7. 同価の場合について

同価により、契約の相手方となるべき見積が複数ある場合は、くじ引きで相手方を決定するものといたします。同価の見積書を提出された参加者には、くじ引きの日時をお電話等でご連絡いたします。この場合において、くじ引きに出席できない事業者様につきましては、当該契約とは関係のない職員が、代わりにくじを引いて決定します。

## 8. その他留意事項

### (1) 見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効です。また、一度提出した見積書の引換え又は変更をすることはできません。

- ① 見積書に記載すべき事項に誤脱、判読不能、未記入等のある見積書
- ② 首標金額を訂正した見積書
- ③ 受付締切日時までに到達しなかった見積書
- ④ 同一人が見積もった金額の異なる2通以上の見積書
- ⑤ 不正な利益を得るために連合した者の見積書

### (2) 委任状について

委任代理人がその名義で見積書を作成する場合は、委任状の提出が必要です。（既に有効な期間委任状が提出されている場合を除く。）